

## 4. 組織規程

### 第1章 総則

#### 第1条（目的）

この規程は、任意団体 能登復興建築人会議（以下「当団体」という）の組織構成および職務分掌を定め、団体運営の効率性と責任の明確化を図ることを目的とする。

### 第2章 組織構成

#### 第2条（組織の構成）

当団体の組織は次のとおりとする

1. 総会
2. 役員会
3. 事務局

#### 第3条（役職）

当団体に次の役職を置く

1. 会長
2. 副会長
3. 専務
4. 事務局長

### 第3章 職務と責任

#### 第4条（会長）

1. 会長は、当団体を代表し、団体の会務を総括する。
2. 会長は、総会および役員会の議長を務める。

#### 第5条（副会長）

1. 副会長は、会長を補佐し、必要に応じて会長を代行する。
2. 副会長は、会長不在時にその職務を遂行する。

#### 第6条（専務）

1. 専務は、組織全体の運営と管理を統括する。
2. 専務は、事務局長を補佐し、事務手続および管理を指導する。

#### 第7条（事務局長）

1. 事務局長は、日常の事務運営、連絡調整および財務管理を担当する。
2. 事務局長は、役員会および総会の運営に必要な支援を行う。

### 第4章 事務局

#### 第8条（事務局の構成）

事務局は、以下の業務を遂行する：

1. 総会および役員会の運営補助
2. 財務および会計業務
3. 会員の管理および連絡業務

#### 第9条（事務局員）

1. 事務局には必要に応じてスタッフを置くことができる。
2. 事務局員の任命および解任は、事務局長の提案に基づき役員会が決定する。

## 第5章 組織運営

### 第10条（意思決定）

- 1.当団体の重要事項は、役員会および総会での決議を経て決定する。
- 2.日常業務に関する事項は、事務局長が承認する。

### 第11条（承認手続）

各役職は、自己の権限範囲内で業務を遂行し、必要に応じて上位の役職者または役員会の承認を得る。

## 第6章 規程の改廃

### 第12条（改廃手続）

本規程の改廃は、役員会の承認を経て行う。